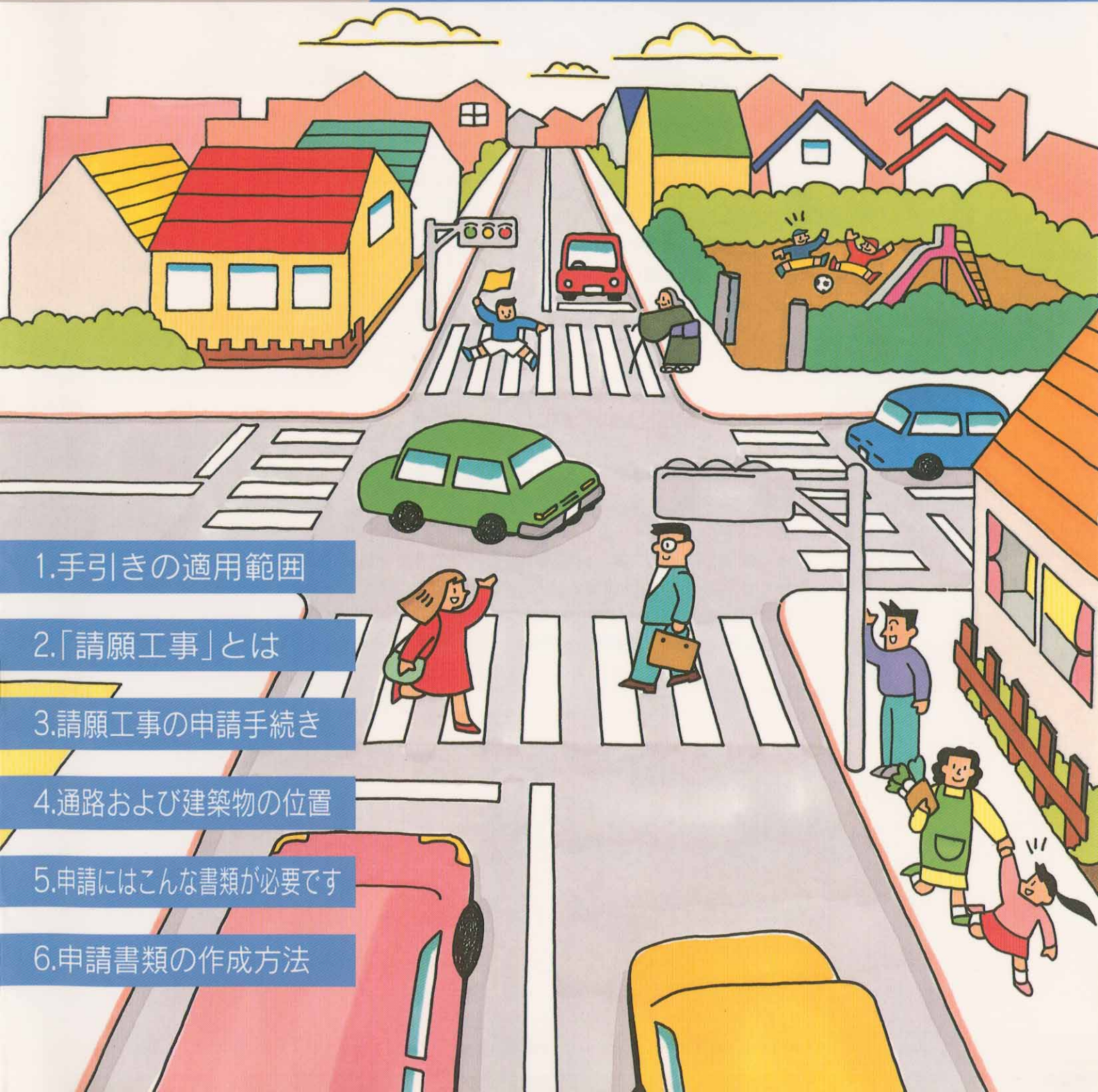


# わかりやすい

〈小規模な通路取付の〉

# 申請の手引き

ご存知ですか?  
国道への通路取付について



1.手引きの適用範囲

2.「請願工事」とは

3.請願工事の申請手続き

4.通路および建築物の位置

5.申請にはこんな書類が必要です

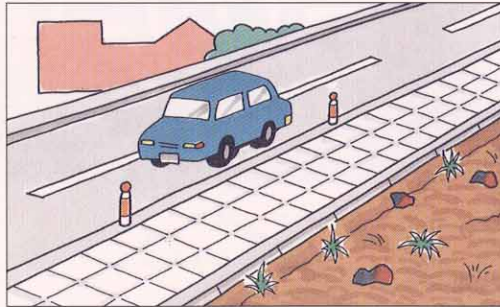
6.申請書類の作成方法

# 1

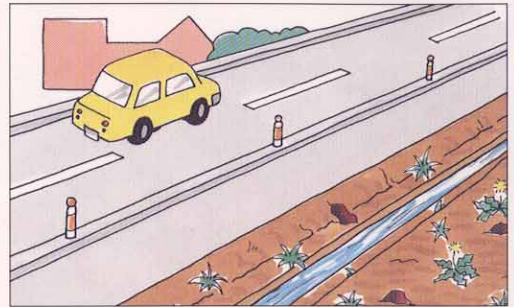
## 手引きの適用範囲

この手引きは、民地から国道に直接出入りするための**小規模な通路**を設置する場合の例です。

①現在の民地が道路面とほぼ同一な場合



②民地を新たに盛土をして道路面とほぼ同一の高さに造成する場合等



次の場合には別途道路管理者との協議が必要となります。

- ①道路敷内の大規模な切土を伴う場合
- ②開発行為によって生じる道路
- ③その他道路法もしくはそれ以外に規定される道路を国道に取り付ける場合

### 工事中の取扱い

建築物の建設に伴って、工事中の通路の設置が必要となる場合は、別途「道路占用許可申請」が必要となります。

工事中の通路は、道路法32条第1項第5号、道路法施行令第7条第2項に規定される「その他の工事中施設」に該当するため、同法にもとづく「道路占用許可申請」が必要となります。

ただし、工事中の通路を工事終了後も通路として使用される場合は、工事着手前に請願工事によって承認されれば道路占用の許可申請は必要ありません。

詳しくは出張所、工事事務所の担当窓口にご相談下さい。

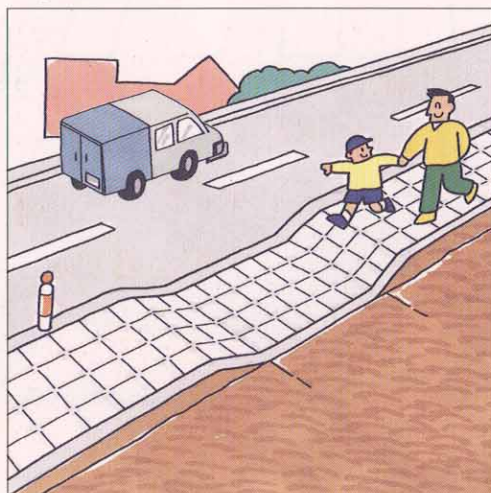
# 2

## 「請願工事」とは

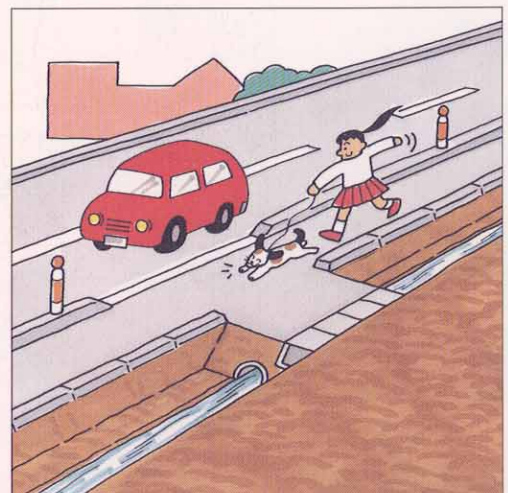
道路に沿った住宅、店舗、給油所等に入出入りするために道路敷内を利用して通路をつくる場合には、道路管理者(建設省)の承認が必要となります。(道路法第24条)このために行う工事を「請願工事」と呼んでいます。

※請願工事に要する工事費等の費用は、全て申請者の負担となります。

### ●歩道切下げ



### ●盛土

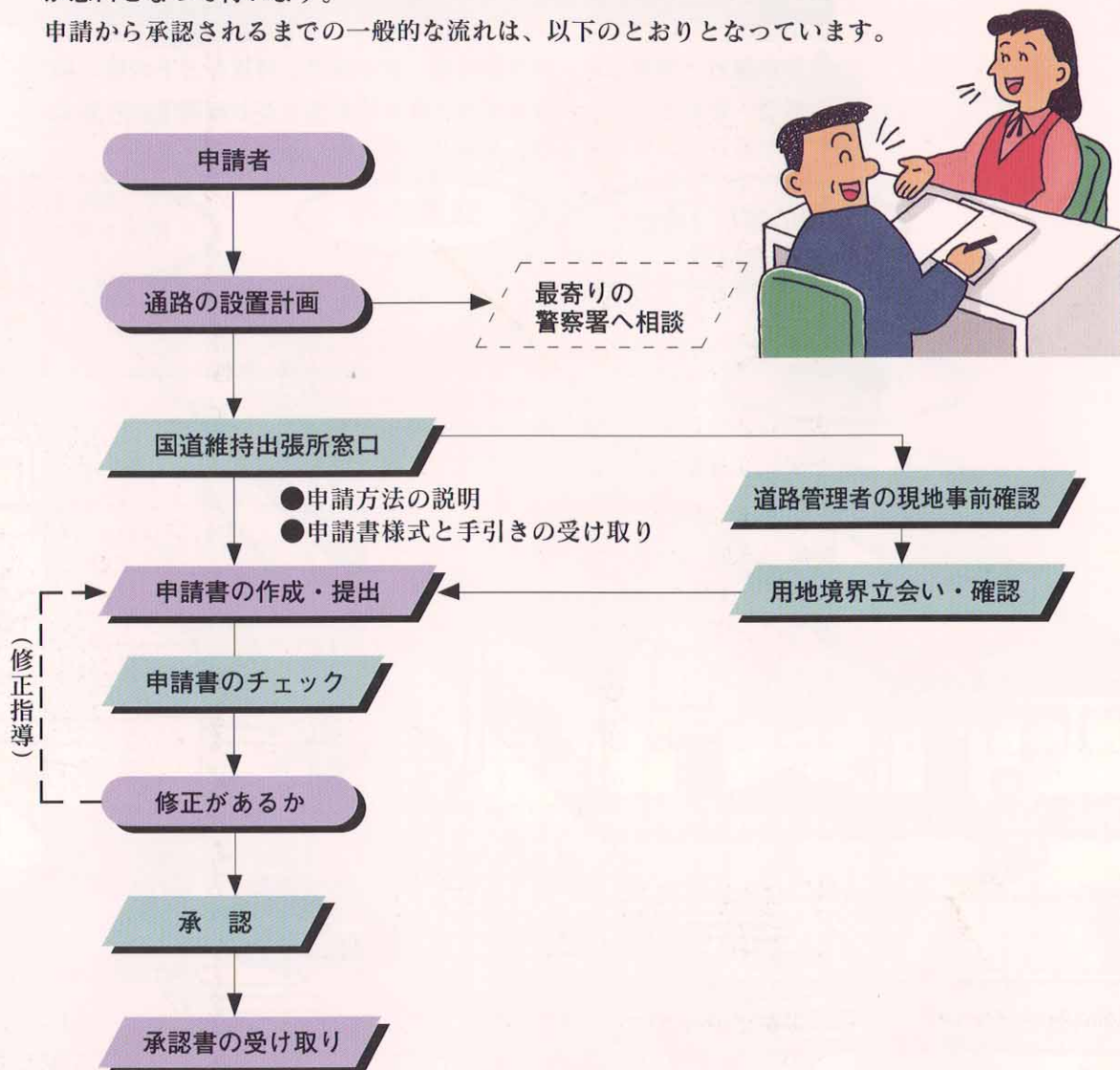


# 3

## 請願工事の申請手続き

請願工事の申請手続きは、建設省が管理する国道については最寄りの国道維持出張所が窓口となって行います。

申請から承認されるまでの一般的な流れは、以下のとおりとなっています。



### 承認を受けたら

- ① 工事の着手前に道路交通法第77条に基づく道路使用許可書の写しと工事工程表(予定)、工事着手届けを提出して下さい。
- ② 工事現場には道路工事承認標示板を見やすい位置に掲示して下さい。
- ③ 工事は、承認内容、承認条件書に基づいて行って下さい。
- ④ 請願工事が完成した場合は完成届を提出して下さい。その後完成検査を行います。  
検査の結果、承認内容等に適合しない場合は、当該不適合箇所の是正を指導し、再検査を行います。

### 工作物の引継

請願工事によって生じた道路敷内の工作物は、国に帰属されることとなります。

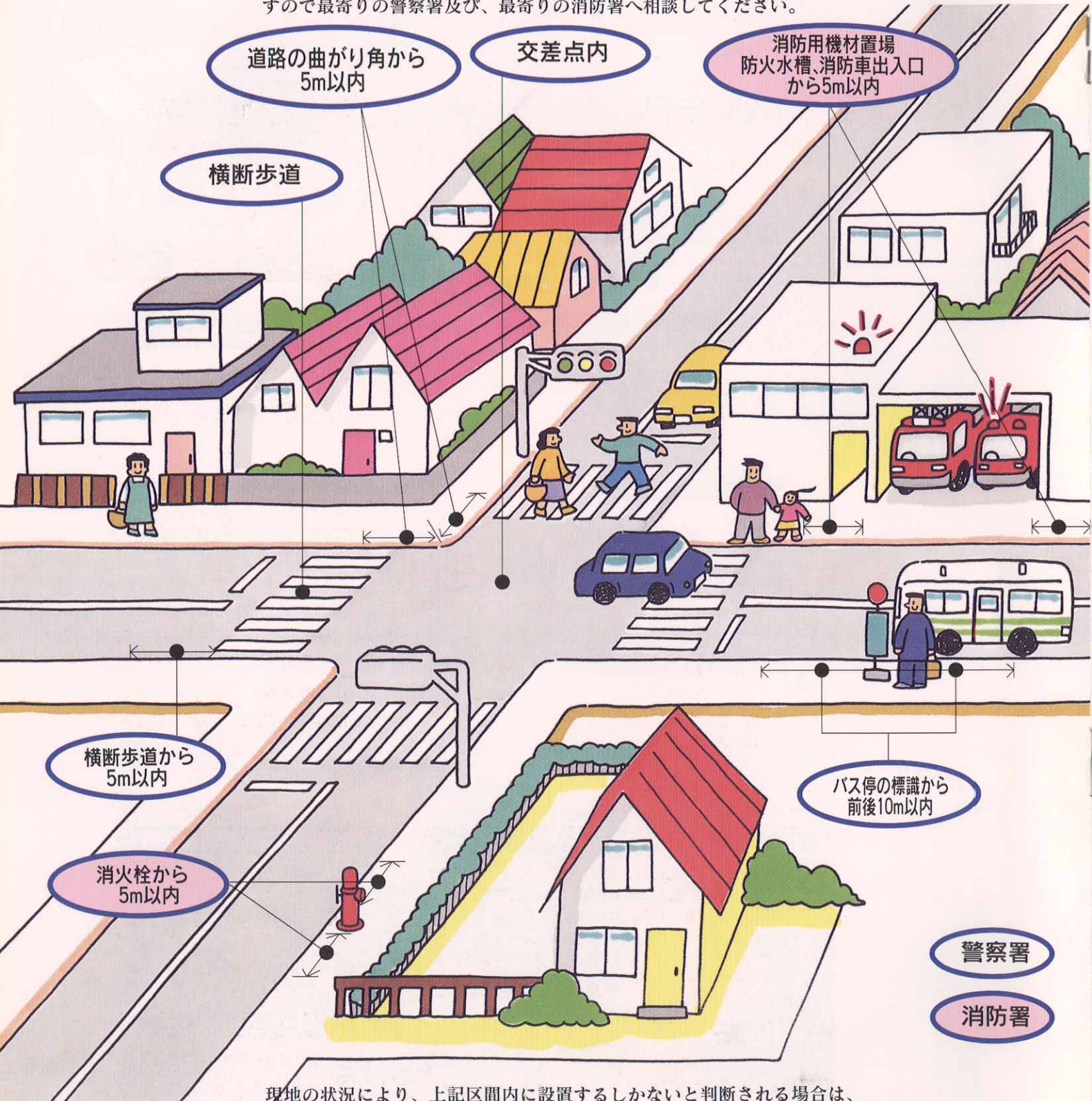


# 4

## 通路および建築物の位置

### 1 通路設置のできない箇所

交差点付近・横断歩道・バス停付近・駐停車禁止付近など下の絵の様な場所へ通路を設ける場合は道路交通法第44条などとの関係がありますので最寄りの警察署及び、最寄りの消防署へ相談してください。



現地の状況により、上記区間に設置するしかないと判断される場合は、公安委員会と相談の上、必ず同意をもらって下さい。

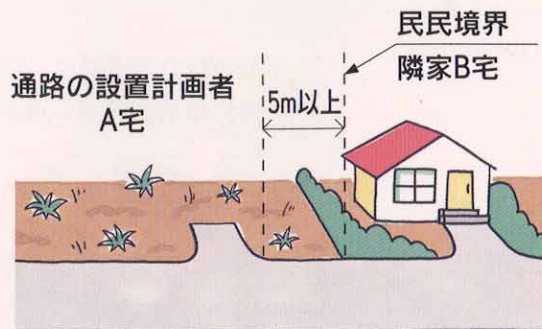
## 2 通路の設置位置

### ●設置箇所数

通路は、原則として1箇所しか認められません。やむを得ない場合は2箇所までは許されますが、その場合は国道維持出張所とご相談下さい。

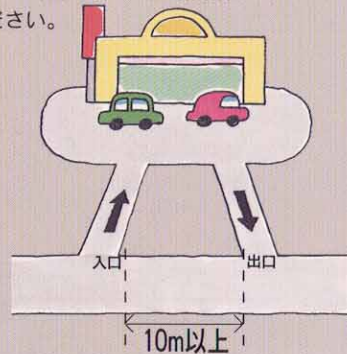
### ●民民境界からの離れ

通路は、民地と民地の境から5m以上離して設置してください。

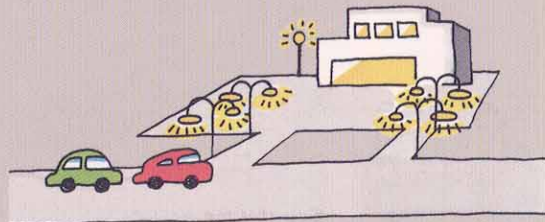


### ガソリンスタンド・ドライブイン・ショッピングセンター等の出入口

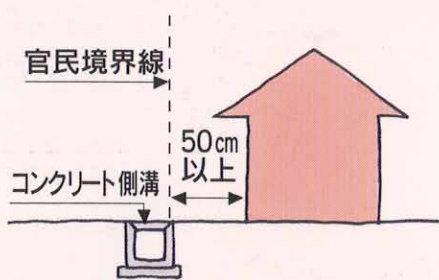
①出口と入口を分離して設置してください。その場合に相互の通路間隔は10m以上としてください。



②照明施設を設置してもらう場合があります。やむなく照明施設を道路敷地内に設ける場合は別途道路占用申請が必要となります。



## 3 建築物などの配置位置



### ●民家に関するもの

建築物を築造する場合には、民法第234条により、用地境界線から建築物壁面まで50cm以上の離れを確保しなければなりません。

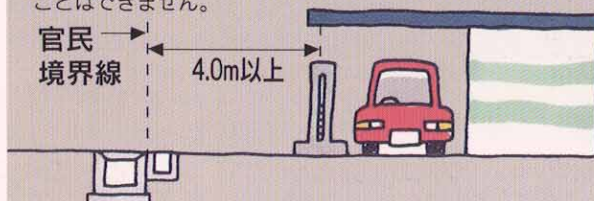
ただし、建築物が都市計画区域内の防火地域、準防火地域の耐火構造の場合は、この限りではありません。(建築基準法第65条)

※建築物の軒先は用地境界線からはみ出してはいけません。

### ガソリンスタンドに類するもの

ガソリンスタンドにおける固定給油設備と道路境界線の離れは、「危険物の規制に関する政令(S34.9.26政令306号)」により、4m以上確保する必要があります。

また、民地側から排出される污水、汚油等は民地側に排出溝および沈澱槽を設け処理してください。道路の側溝に排出することはできません。



### 倉庫に類するもの

路上駐車をして荷物の積卸しを行うと他の車両の走行を妨げることとなります。したがって、民地内で荷物の積卸しができるよう建築物等の配置をしてください。

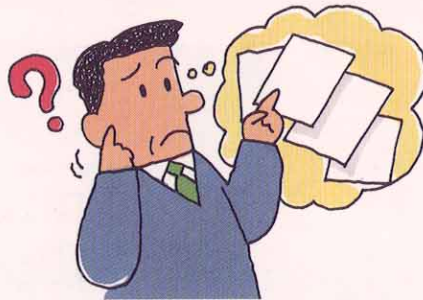
### 駐車場、バス会社の車庫等

場内の混雑によって、民地内に入ることができず、国道内に停滞することのないよう場内の設備の配置を行ってください。

# 5

## 申請には、こんな書類が必要です

申請を行う場合には、以下の書類が必要となります。提出部数は各2部必要です。承認時には承認書が申請者に手渡されます。



- 1 様式-1 「道路工事施行願い」
- 2 様式1-1 位置図
- 3 様式1-2 建築物・通路配置図(略図)
- 4 様式1-3 通路構造図
- 5 関係許可書の写し等

※注) 建築物の建設、用水、排水施設の設置、改築等にあたって第三者との間に利害関係が生じる場合には、当該第三者からの同意書の写しを添付してください。また、施行地が特別法(国立公園、港湾、海岸、都市計画等)の指定地域内の場合は、当該法に基づく許可書の写しを添付してください。

# 6

## 申請書類の作成方法

### 1 様式-1 (道路工事施行願)

申請用紙

平成 年 月 日

道路管理者  
東北地方建設局長 殿

申請者住所  
職業又は屋号  
氏 名

道路工事施行願い

1. 施行目的  
2. 施行場所  
3. 施設の構造 (別添設計書図面のとおり)  
4. 施行面積  
5. 工事施行方法  
6. 工事の時期 (承認の日から 日以内)

以上のとおり施行したいので道路法第24条の規定により承認を申請します。

- 申請日を記入して下さい。申請日：書類に不備がなく正式に提出した日
- 申請者の住所、職業、氏名連絡先の電話番号を記入申請者が法人の場合は法人の所在地、法人名、代表者氏名、連絡先を記入
- 民地の建築物用途、通路設置目的を簡素に記入する
- 地点標は1km単位とその間に100m単位で下り車線端部に設置されています。上り方向からの距離を現地で実測して記入してください
- 通路を設置する民地の住所を記入してください
- 様式1-3で算出された面積を記入してください
- 通路工事を申請者が直接行う場合は「直営」、業者に委託する場合は「請負」と記入既に請負業者が決まっている場合はその業者名も記入してください
- 工事工程表(予定)を作成のうえ記入してください

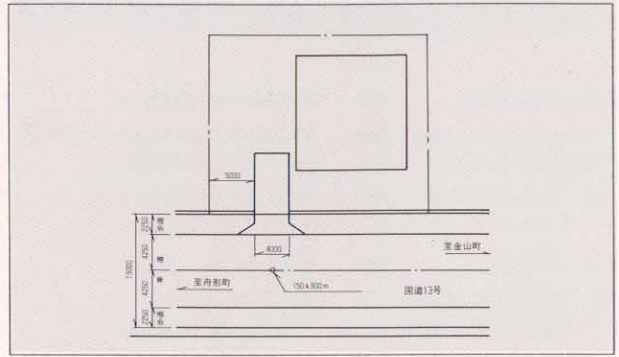
※ワープロ、手書きでも可能です

## 2 様式1-1 (位置図)



申請箇所がわかるような地図をご用意ください

## 3 様式1-2 (建築物・通路配置図)



建築物配置図は、建築物と今回施工する通路の位置を記入した略図を添付してください。

## 4 様式1-3 (通路構造図)

**歩道切り下げ型通路構造図**  
(部分切り下げタイプ1)

**平面図**

**断面図 A-A**

**断面図 B-B**

**切り下げブロック構造図**

**設計条件**

通路の種類	1種	2種	3種
通路の型式	A型		
通路の幅員	W = m		
歩道の形式	マウンドアップ	フラット	歩道無
民地の高さ	歩道と同一		車道と同一
路肩の構造	盛土構造		
(歩道無し)	車道に続いて側溝が設置されている		
通路タイプ	1	2	3

**舗装構成**

舗装種類	舗装構成	1種	2種	3種	厚	高
アスファルト	表層	5	5	5	細粒度ギャップアスコン(13F)	-
	基層	10	5	-	粗粒度アスコン(20)	
	下層路盤	30	25	25	クラッシャーラン(0~40.0~50.0mm)	
合計		45	35	30		
コンクリート	コンクリート	25	20	15	σ28 = 210kg/cm <sup>2</sup>	-
	下層路盤	25	20	10	クラッシャーラン(0~40.0~50.0mm)	
合計		50	40	25		

● 別添に合わせ該当する部分を○で囲んでください

**歩行面積**  
 $A = (W \times (L2) + (L4)) + (W \times (W2)) \times (L1) \times 1/2$   
 = m<sup>2</sup>

L1: 1.0~1.5mを標準  
 短縮部がある場合は  
 短縮部山に合わせる。

L2: 0.75m以上  
 0.75m未満となる場合は  
 全山ですりつける。

※側溝の寸法は現況に合わせるのを原則とする。  
 ただし最小寸法は、400×400mm

※側溝蓋はコンクリート製が調製(グレーチング)とし、25t荷重に耐えられるものとする。  
 ※側溝は25t荷重に耐えられるものに取り換えて下さい。

※舗装構成は、別添に示すとおりとする。

※施工部分を赤色の色鉛筆で着色して下さい。

通路構造図については出張所に備え付けの「通路構造図」に必要事項を記入して下さい。

記入に当っては備え付けの「通路構造図の書き方」を参考にして下さい。その他の比較的大規模な通路については、別途担当窓口にご相談して下さい。

- 建築物の用途、通路を出入りする車両の規模で決まります
- 国道の中央分離帯の有無出入方法で決まります
- 通路種別、通路形式によって制約をうけます
- 歩道の有無、型式によって通路型式が決まります
- マウンドアップされた歩道でも民地の造成面の高さによって歩道の切り下げ方が異なります
- 側溝等がない場合には国道の路肩の舗装構造が異なり、通路の舗装範囲も異なります
- 国道端部の構造条件により、通路の構造タイプが選定されます  
 適当な通路構造タイプを選定してください

通路の種類	1種	2種	3種
通路の型式	A型		
通路の幅員	W = m		
歩道の形式	マウンドアップ	フラット	歩道無
民地の高さ	歩道と同一		車道と同一
路肩の構造	盛土構造		
(歩道無し)	車道に続いて側溝が設置されている		
通路タイプ	1	2	3

## 申請窓口一覧表

■青森河川国道事務所	030	青森市中央三丁目20-38	☎ (0177) 34-4521~4527
十和田国道維持出張所	034	十和田市大字三本木字北平147-475	☎ (0176) 23-7138・7139
青森国道維持出張所	038	青森市大字石江字江渡83-1	☎ (0177) 66-3211・3212
弘前国道維持出張所	036	弘前市大字城東中央五丁目6-10	☎ (0172) 28-1315・1316
八戸国道出張所	031	八戸市下長一丁目5-4	☎ (0178) 28-1613・1614
■岩手河川国道事務所	020	盛岡市上田四丁目2-2	☎ (0196) 24-3131~3140
盛岡国道維持出張所	020	盛岡市津志田24-30	☎ (0196) 36-0018・0088
二戸国道維持出張所	028-61	二戸市石切所字荒瀬72-1	☎ (0195) 23-3366・3367
水沢国道維持出張所	023	水沢市佐倉河字車堂79	☎ (0197) 24-2187・2188
盛岡西国道維持出張所	020-01	盛岡市北天昌寺町5-7	☎ (0196) 47-1746・46-9213
■三陸国道事務所	027	宮古市大字磯鶏第12地割字仏沢194-23	☎ (0193) 62-1711~1714
宮古維持出張所	027	宮古市磯鶏沖1-13	☎ (0193) 62-5077・5493
久慈維持出張所	032	久慈市川崎町16-35	☎ (0194) 53-2790・3019
釜石維持出張所	026	釜石市大字平田第3地割61-72	☎ (0193) 26-5014・5015
大船渡維持出張所	022	大船渡市立根町字中野27	☎ (0192) 26-5356・27-6509
■秋田河川国道事務所	010	秋田市山王一丁目10-29	☎ (0188) 23-4167~4160
本荘国道維持出張所	015	本荘市石脇字田尻野18	☎ (0184) 22-8558・8559
秋田国道維持出張所	010	秋田市泉字登木73-3	☎ (0188) 62-2276・2252
角館国道維持出張所	014-03	仙北郡角館町小勝田字中川原116-11	☎ (0187) 54-3181・3182
■湯沢河川国道事務所	012	湯沢市関口字上寺沢64-2	☎ (0183) 73-3174~3179
大曲国道維持出張所	014	大曲市飯田字大道端128	☎ (0187) 63-2157・1908
湯沢国道維持出張所	012	湯沢市愛宕町五丁目1-3	☎ (0183) 72-1661
■能代河川国道事務所	016	能代市川反町9-3	☎ (0185) 52-6211~6215
大館国道出張所	017	大館市根下戸新町1-68	☎ (0186) 49-0321・0322
能代国道維持出張所	016-01	能代市鱒沢字家の下19	☎ (0185) 58-2919・2260
■仙台河川国道事務所	982	仙台市太白区郡山五丁目6-6	☎ (022) 248-4131~4138
仙台東国道維持出張所	982	仙台市太白区郡山字源兵衛東36地先	☎ (022) 246-4151・4152
気仙沼国道維持出張所	988-02	気仙沼市字最知北字最知1-3	☎ (0226) 27-2705・2706
石巻国道維持出張所	986	石巻市蛇田字新谷地前116	☎ (0225) 95-5237・5238
岩沼国道維持出張所	989-24	岩沼市末広一丁目6-24	☎ (0223) 22-3039・3850
古川国道維持出張所	989-61	古川市北福葉二丁目6-33	☎ (0229) 22-1421・1429
仙台西国道維持出張所	982-02	仙台市青葉区折立一丁目1-3	☎ (022) 226-1493・1494
鳴子国道維持出張所	989-67	玉造郡鳴子町大口字石の梅111-1	☎ (0229) 84-7574・7575
■山形河川国道事務所	990-23	山形市蔵王西成沢47	☎ (0236) 88-8421
新庄国道維持出張所	996	新庄市鳥越字舟田608-2	☎ (0233) 22-1581・1582
米沢国道維持出張所	992	米沢市中田町260-2	☎ (0238) 37-5300・5301
尾花沢国道維持出張所	999-42	尾花沢市尾花沢字田町143-1	☎ (0237) 23-2521・2522
山形国道維持出張所	990-23	山形市飯田西五丁目6-4	☎ (0236) 41-2090・2091
寒河江国道維持出張所	991	寒河江市大字西根字下川原58-1	☎ (0237) 84-3191・3192
■酒田河川国道事務所	998	酒田市上安町一丁目2-1	☎ (0234) 27-3331~3334
酒田国道維持出張所	998	酒田市大字宮海字新林	☎ (0234) 34-2331・2332
鶴岡国道維持出張所	997	鶴岡市東新斎町11-15	☎ (0235) 22-4738・4739
月山国道維持出張所	997-03	東田川郡榑引町大字板井川字宮ノ下325-1	☎ (0235) 57-5011・5012
■福島河川国道事務所	960	福島市黒岩字榎平36	☎ (0245) 46-4331~4336
福島国道維持出張所	960	福島市黒岩字浅井11	☎ (0245) 46-0524
栗子国道維持出張所	992-13	米沢市板谷字鎌沢529-20	☎ (0238) 34-2221
■郡山国道事務所	963-01	郡山市安積町荒井字文部内28-1	☎ (0249) 46-0333・0334 0349・0359・0365
郡山維持出張所	963	郡山市富久山町久保田字大原3	☎ (0249) 32-4484・4486
会津若松出張所	965	会津若松市町北町大字始字北台105	☎ (0242) 23-1241・1242
■磐城国道事務所	970	いわき市平字五色町8-1	☎ (0246) 23-2211~2214
平維持出張所	970	いわき市自由ヶ丘62-26	☎ (0246) 28-0644・0645
原町維持出張所	975	原町市日の出町289	☎ (0244) 22-2530・2544

監修

国土交通省東北地方整備局道路部

宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

TEL. 022-225-2171

発行

財団法人 道路保全技術センター東北支部

宮城県仙台市青葉区二日町16番1号

二日町東急ビル3F

TEL. 022-215-1616